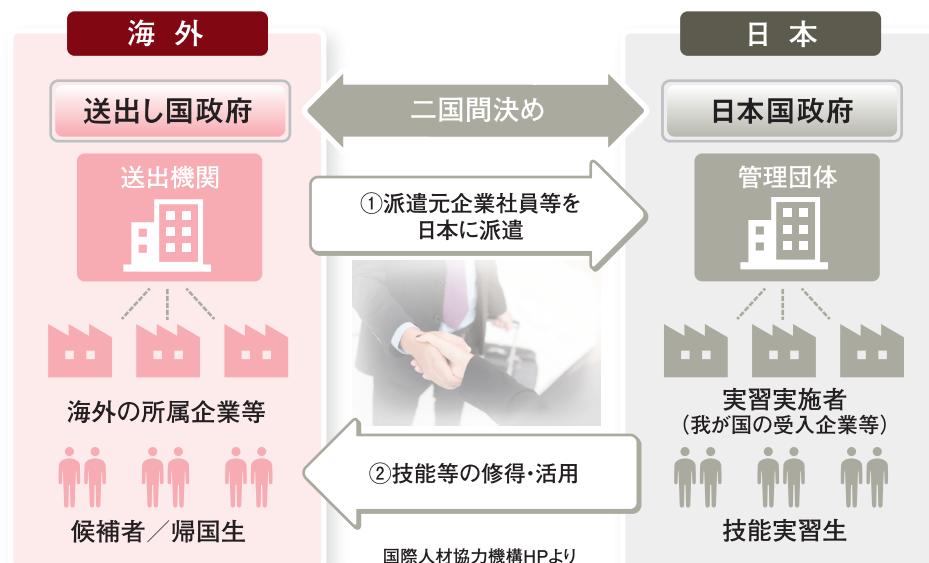




PEOPLE JAPAN COOP

私たちは外国人技能実習制度の正しい運用を通じて実習生と企業の幸せを実現する監理団体です。



外国人技能実習制度とは？

- 外国人技能実習制度は、平成5年に創設された、国際貢献のために開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れOJTを通じて技能を移転する制度です。現在日本全国に約37万人の外国人が在留し、各企業で能力を発揮しています。
- 受入れ人数が多い国は、ベトナム(51.4%)、中国(22.1%)、フィリピン(9.1%)、インドネシア(8.4%)です（令和元年6月現在法務省速報値）。当組合ではベトナムからの実習生を受け入れています。
- 受け入れには、「監理団体型」と「企業単独型」がありますが、97%以上の企業は監理団体型で受け入れています。また、実習生受入れの対象業種は定められており、83職種151作業（令和3年1月時点）が対象となっています。
- 技能実習生とは、一般の社員と同様に雇用契約を締結し、労働関係法令等が適用されます。



外国人技能実習生を受け入れるメリットは？

○ 指導・育成スキルの向上
教え方の再構築と向上、社内技能の
棚卸と再評価につながります。

○ 社内の活性化
人材の多様性は職場を元気に
明るくしてくれます。

○ 國際貢献・ビジネス拡大
職場のモラールの向上や海外展開などの
新事業展開につながります。

○ 作業工程・仕事の見直し
作業改善効果と共にタスク管理・
要員管理スキルが向上します。

× 人件費の削減
同世代正社員と人件費は変わりませんし、
加えて管理コストが必要です。

ピープルジャパンの「志」と「3つの指針」

～監理団体である私たちは、この「志」を実現するために～

1

第一に技能実習生の
良き保護者・支援者と
なること

2

送出機関、実習実施者とは
常に健全で適切な関係を
保つこと

3

技能実習制度の重要な
担い手であることを自覚した
判断と行動をとること

「3つの指針」に沿った
活動を進めてまいります。



私たちは外国人技能実習制度の適正運用に努めることで、
関わる全ての人の幸せを支えます

アドバイザー制度のご紹介

日本で唯一、中小企業診断士が担うアドバイザー制度

私たち組合の大きな特長の一つが「アドバイザー制度」、実習先企業にはそれぞれ1名、中小企業診断士資格を持つ担当アドバイザーが選任され、巡回・監査に訪問しながら、制度上必要な諸手続き、実習生の採用から活用に関わる全ての点で、実習生と実習実施者(企業)をサポートします。また訪問時には補助金申請や職場の様々な問題についてもご相談いただけます。ご相談は無料です。



技能実習取り組みの流れとアドバイザーの役割

技能実習制度取組前

- ◆技能実習生の採用、育成計画、組織計画
- ◆労務管理状況の判定と是正支援
- ◆会社全体の要員計画

実習生制度開始・入国前

- ◆募集、面接同行、ATT評価、採用判定アドバイス
- ◆実習生との雇用契約
- ◆代理面接(希望の場合)

実習開始後

- ◆巡回(月1回以上)、定期監査
- ◆実習生の相談対応
- ◆育成担当者の相談対応
- ◆実習制度諸手続きの支援

技能実習制度に対する当組合の方針

私たちの監理事業は「人材派遣業」ではありません。

多くの監理団体は実習先企業を「顧客」と認識して、実習生がないがしろにしている実態があります。私たちは制度の監督者であり「実習生ファースト」を貫きます。従って受け入れる企業にとっては、少々耳障りな指摘を行う場合もありますが、全ては制度の健全活用のためであり、企業にとっては職場環境の改善、人と組織の成長につながると確信しています。



私たちの監理事業は「営利目的」ではありません。

実習生を受け入れる企業には「監理費」を納めていただきますが、これは組合が監理団体として適正な機能を維持するための経費です。私たちは外国人技能実習生受入事業に要する日常経費をこの監理費のみで賄っています。



「送出機関」とは適正で対等な関係を築きます。

当組合では平成29年12月14日付「送出機関との不適切な関係についての注意喚起」を踏まえて、法制度・省令の遵守は言うまでもありませんが、更に厳しい自主ルールを定めています。また送出機関を制度の運営と活用における大切なパートナーであると位置づけた上での関係を構築・維持します。



ミスマッチを最小限に防ぐ採用面接を支援します

担当するアドバイザーある中小企業診断士が海外での面接にも同行します。また、私たちの採用試験では独自にAT(Adaptation Test)評価を行います。つまり、異国・異文化の地である日本における「適応能力」の高さを判定するものです。これは、面接の前日までにスマートフォンで個別に受験していただき、面接時までに手元に判定データが届き、これも参考にしながら採用判定を行います。



Adaptation Test

私たち中小企業診断士が制度活用を支援します!



職名	氏名	主な支援業界・分野
代表理事	細江英明	宿泊、観光産業、経営戦略
副理事長	時田和之	小売、飲食、サービス業
監査役	市岡直司	製造業、サービス業
理事	野中龍一	製造業全般
相談役	中嶋周	生産管理・製造改善、表面処理
外部監査人	吉川高宏	労務管理
アドバイザー	森正樹	飲食、流通、タクシー、宿泊
アドバイザー	亀井直司	経営計画作成・システム化

職名	氏名	主な支援業界・分野
アドバイザー	森竜也	食品加工業、飲食業、農業
アドバイザー	國島正浩	製造業全般 トヨタ生産システム
アドバイザー	丸山学	飲食、小売、宿泊、小規模製造業
アドバイザー	木村謙之	業務改善、IT導入、CRM関連
アドバイザー	糸川純平	飲食業、IT・サービス業
アドバイザー	柴田浩然	財務・組織人事・マーケティング
アドバイザー	佐藤文隆	自動車販売・整備・修理
アドバイザー	大越峠士郎	製造業全般

～ごあいさつ～

私共の案内を手に取っていただき
深く御礼申し上げます。

我が国の外国人技能実習制度については、残念なことに一部海外から非難を浴びる他、国内でも問題視する声が聞かれます。その要因として制度を悪用する企業や監理団体・送出機関の存在が挙げられます。しかし、一方では技能実習制度を活用する企業も夢をつかむ海外の若者も大幅に増えています。その中で、私たちはこの制度自体はコロナ後の我が国の社会と企業、そして送り出し国においても大変有用であるという立場をとっています。



そこで制度の存続と活用のために、監理団体の立場から健全化を担うことを私たちのミッションと定めました。この柱となる考えが「3つの指針」です。そして第一に技能実習生の保護者・支援者である立場を重視すると定めています。この制度は、彼らの日本での日々が楽しく充実すること、最終的に目指した目標を手に入れること、国の家族が安心して送り出せること、これら無くして成り立たないのは言うまでもありません。

当組合の名称は「PEOPLE JAPAN」、私たちはこの言葉を日本で学ぶ人・働く人、私たちの国に関わる全ての人々を指す言葉だと定義しています。当組合はPEOPLE JAPANの幸せを実現するための組織です。

何卒、当組合へのご理解そしてご参画を衷心よりお願い申し上げます。

2021年4月
ピープルジャパン協同組合
代表理事 細江英明

組合概要

名 称 / ピープルジャパン協同組合
監理団体許可 / 特定監理事業 許1906000375
許可年月日 / 令和2年4月15日
設立 / 令和1年11月11日



本部(監理事務所)

〒453-0013 名古屋市中村区亀島2-30-30 セトル亀島4階
☎ 052-453-6222 fax 052-308-8097 Mail info@pjco.jp

技能実習制度に関する初回のお問い合わせは、ご面倒でも間違い防止のため
メールまたはホームページの問い合わせフォームからお願いいたします。
電話では受け付けておりません。



名駅センター
〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-37-21 東海ソフトビル5階

PEOPLE JAPAN COOPERATIVE

Headquarters

2-30-30 4F Kamejima,Nakamura ku,Nagoya shi Aichi,4530013 Japan
phone +81-52-453-6222

Meieki Center

2-37-21 5F Meieki,Nakamura ku,Nagoya shi Aichi, 4500002 Japan

